

# 一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第12号

改正 平成18年12月7日 規則第31号

平成19年3月9日 規則第2号

平成21年6月25日 規則第1号

平成23年9月20日 規則第7号

平成26年3月31日 規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (家庭系一般廃棄物を収納する容器の基準等)

第2条 条例第6条第2項第1号の規則において定める容器は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 耐水性があり、ごみ収納専用の袋であること。
- (2) 内容物が識別できる程度の透明度を有する袋であること。
- (3) 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用した袋であること。

2 前項に規定するもののほか、家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格等の基準については、別に定める。

## (運搬等の指示に係る排出量)

第3条 条例第9条に規定する規則で定める事業系一般廃棄物の量は、1日平均又は臨時に100キログラム以上とする。

## (廃棄物の搬入許可等)

第4条 条例第13条第1項の規定により廃棄物を組合の処理施設に搬入しようとする者は、廃棄物搬入許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第13条第1項の規定により廃棄物の搬入を許可したときは、廃棄物搬入許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 搬入者は、条例第13条第1項後段の規定により、許可を受けた事項を変更しようとするときは、第1項の規定により申請しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、家庭系一般廃棄物を自ら搬入しようとする者で許可を受けようとする期間が1日である場合は、管理者は、家庭系一般廃棄物搬入許可申請受付書（様式第1号の2）に申請事項を記載させ、搬入を許可することができる。

（中間処理等の命令）

第5条 条例第16条に規定する中間処理等の命令は、搬入者にその処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、この限りでない。

（排出量算定基準の特例）

第6条 条例第19条第2項の規定による算定は、1立方メートルを250キログラムに換算して行うものとする。

（粗大ごみの廃棄物処理手数料）

第7条 条例第19条第3項に規定する規則で定める廃棄物処理手数料は、別表のとおりとする。

（廃棄物処理手数料の徴収方法）

第8条 条例第20条に規定する廃棄物処理手数料は、搬入者が、廃棄物を管理者の指定する廃棄物処理施設に搬入した都度徴収する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に規定する廃棄物処理手数料の徴収方法は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者がごみ処理施設に搬入する廃棄物に係る手数料（1月の手数料が概ね20万円以上と見込まれる事業者で、後納の申し出があったものに限る。）は、月の初日から末日までの期間の搬入に係る手数料を、翌月に一定の期限を付して発行する納入通知書により徴収する。
- (2) 関係市町、国又は岩手県がごみ処理施設に搬入する廃棄物に係る手数料（関係市町、国又は岩手県から後納の申し出があったものに限る。）は、廃棄物の引渡し後において当日分の手数を一定の期限を付して発行する納入通知書により徴収する。
- (3) 関係市町又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者がし尿処理施設に搬入する廃棄物に係る手数料は、月の初日から末日までの期間の搬入に係る手数料を、翌月に一定の期限を付して発行する納入通知書により徴収する。
- (4) 第6条に規定する粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料は、廃棄物の引渡し前において一定の期限を付して徴収する。

（手数料の減免）

第9条 条例第21条の規定による廃棄物処理手数料の減額又は免除は、次の各号に定める

区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 関係市町 免除
- (2) 関係市町から法第6条の2第2項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を受託した者 免除
- (3) 天災、火災等の災害を受けた者 免除
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により、現に保護の決定を受けている者 免除
- (5) 環境美化又は環境教育を目的に公共の場所で発生又は回収した廃棄物の処理を奉仕活動として行う者又は団体 免除
- (6) その他管理者が特別の理由があると認める者 免除又は一部減額  
(減免申請の手続)

第10条 前条第2号から第6号に規定する者は、同条の規定により廃棄物処理手数料の減免を受けようとするときは、様式第1号に同条各号いずれかの事由を記載し管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請が適当であると認めるときは、様式第2号により通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第11条 法第7条第1項及び第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類及び図面（以下「図書」という。）を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場である場合にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類（当該施設が法第8条第1項の許可に係る施設である場合を除く。）
- (3) 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
- (4) 組合又は他の地方公共団体から一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し
- (5) 許可を要しない廃棄物処理業を行っている場合は、その実績を証する書類
- (6) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに法人の役

員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）全員の名簿、履歴書及び住民票の写し

- (7) 申請者が個人である場合には、その申請者及び使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の7に規定する使用人をいう。以下同じ。）全員の履歴書及び住民票の写し
- (8) 申請者（法人の役員又は使用人を含む。）が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税、消費税、市町村民税及び固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税、消費税、市町村民税及び固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 業務を的確に行えるに足りる知識及び技能を有することを証明する書類
- (13) 業務を的確に、かつ、継続的に行うに足りる経理的基礎を有することを証明する書類
- (14) 一般廃棄物収集運搬業にあつては、事業に供する車両の状況を証明する書類及び事業に供する車両の一覧表
- (15) 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- (16) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を申請する場合は、前項の規定を準用する。この場合において、前各号に掲げる書類又は図面の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。

3 前項の規定を適用する場合は、第1項第10号及び第11号中「3年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。

（一般廃棄物処理業の変更の許可の申請）

第12条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業範囲変更許可申請書（様式第6号）に次の各号に掲げる図書を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、その内容に変更がない図書については、添付を要しないものとする。

- (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類

- (2) 変更した事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
- (3) 変更に係る事業の資金の調達方法を記載した書類
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(一般廃棄物処理業の許可証)

第13条 管理者は、第11条に規定する一般廃棄物処理業許可申請書又は前条に規定する一般廃棄物処理業変更許可申請書の提出があったときは、内容を審査し、許可することとした場合は、一般廃棄物処理業許可証（様式第7号。以下「許可証」という。）を交付するものとし、許可しないときはその理由を付した文書により申請者に通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可の区分)

第14条 第11条及び第12条の許可は、可能な限り一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物処理の区分ごとに行うものとし、前条の許可証に記載するものとする。

(一般廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

第15条 法第7条の2第3項の規定による事業の廃止又は変更の届出は、一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書（様式第8号）を管理者に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更事項の区分に従い、当該各号に定める図書を添付するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令台5号。以下「省令」という。）第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項の変更の場合 当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (3) 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項の変更の場合 変更後の事務所及び事業場付近の見取り図
- (4) 省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 当該変更に係る施設に関する第11条第1項第1号から第5号に規定する図書

3 管理者は、第1項の一般廃棄物処理業変更届出書を受理したときは、第13条の例により許可証を交付するものとする。

(許可証の返還)

第16条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく許可証を管理者に返還しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業の許可を取り消されたとき。
- (2) 一般廃棄物処理業を廃業したとき。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可の期間が満了したとき。
- (4) 許可証を汚損又はき損したことにより許可証の再交付を受けたとき。
- (5) 許可証を亡失したことにより許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見したとき。
- (6) 一般廃棄物処理業の許可の変更があったとき。

(許可証の再交付)

第17条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、一般廃棄物処理業許可証を亡失し、又はき損したときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第9号）を管理者に提出し、当該許可証の再交付を受けなければならない。

(実績報告)

第18条 一般廃棄物処理業者は、条例第24条の規定により、一般廃棄物の処理業務の実施状況について、1月の実績を一般廃棄物処理実績報告書（様式第10号、様式第11号）に記載し、翌月の10日までに管理者に提出するものとする。

(報告の徴収)

第19条 前条に規定するもののほか、条例第24条に規定する報告の徴収は、当該報告の徴収を受ける者にその報告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(立入検査等)

第20条 条例第25条第1項に規定する立入検査は、当該立入検査を受ける者にその立入検査の日時、理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

2 条例第25条第2項に規定する証明書の記載事項及び様式は、省令第14条の規定を準用する。

(改善命令等の命令)

第21条 条例第26条に規定する改善命令及び措置命令の命令は、当該処分を受ける者にその処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、解散前の東磐環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年東磐環境組合規則第6号）、東磐環境組合清掃センター設置条例施行規則（平成3年東磐環境組合規則第1号）若しくは一関地方衛生組合清掃センター規則（昭和55一関地方衛生組合規則第3号）又は組合が共同処理することに伴い廃止された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成12年一関市規則第8号）、花泉町廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年花泉町規則第6号）、一関市舞川一般廃棄物処分場管理運営規則（平成17年一関市規則第136号）、一関市花泉一般廃棄物処分場管理運営規則（平成17年一関市規則第137号）若しくは平泉町廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成7年平泉町規則第8号）の規定（以下「旧規則の規定」という。）に基づいてなされた申請、届出、許可その他の行為で、この規則に相当する規定があるものは、それぞれこの規則によりなされたものとみなす。
- 3 第18条に規定する一般廃棄物の処理実績の報告は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の処理実績から適用し、平成17年度分の処理実績の報告については、旧規則の規定がなおその効力を有するものとみなす。
- 4 この規則に規定する様式は、当分の間、旧規則の規定中の申請、届出、許可その他の行為に使用する様式を取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年12月7日規則第31号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日規則第1号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月20日規則第7号）

この規則は、平成23年9月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に搬入する廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、同日前に搬入する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお

従前の例による。

別表 粗大ごみの廃棄物処理手数料（第7条関係）

品 目	単 価
1 編み機、足踏ミシン、ウインドファン、ウオーキングマシーン、オルガン、家具（90cm以上）、草刈機、原動機付自転車（50CC以下）、食器洗い乾燥機、ステレオセット、スチール棚、ソファ（スプリング入りを除く。）、暖房機器、机、電子オルガン、電子ピアノ、電気カーペット、電動シニアカー、マッサージ機、餅つき機、ベッド、ベビーベッド、ホイール付タイヤ（普通車以下1個）、ホームポンプ、リヤカー、レンジ、レンジ台、ロッカー等	1,000円
2 一輪車、椅子、換気扇、加湿器、カラオケセット、家具（90cm以下）、ガス台、ガステーブル、脚立、こたつ板、ゴルフ用具、シルバーカー、除湿器、自転車、瞬間湯沸器、炊飯器、スキー用具、スーツケース、扇風機、タイヤ（普通車以下1本）、チャイルドシート、電気掃除機、電気こたつ、ブランコ、ベビーカー、ホイール（普通車以下1個）、ミニコンポセット、ライザー（米びつ）等	500円

備考1 粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、品目欄に掲げる品目の数量に、当該品目に係る単価の欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、粗大ごみのうちベッドマット（スプリング入りを除く。）、布団、毛布、畳等については、住民が管理者の指定する処理施設まで直接運搬するものとし、当該粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、10キログラムにつき154円とする。

3 品目欄に掲げられていない粗大ごみの廃棄物処理手数料の額（前項に掲げるものを除く。）については、当該粗大ごみの種類及び形状に応じて、それぞれ相当する品目欄に掲げられているものとして、当該粗大ごみの廃棄物処理手数料の額は、第1項の規定を適用して得た額とする。



様式第1号の2（第4条関係）

家庭系一般廃棄物搬入許可申請受付書

搬入施設名

申請年月日	・	・	廃棄物の種類	可燃・不燃・資源・粗大		
申請者住所・ 氏名・電話番号	(住所)					
	(氏名)			(電話番号)		
運搬車両車種	<input type="checkbox"/> 軽	<input type="checkbox"/> 貨物	車両登録番号	岩手・( )		
	<input type="checkbox"/> 小型	<input type="checkbox"/> 乗用				
	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 特殊		—		
	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )				
処 理 欄	許 可 ・ 不 許 可		受 付 担当者		所 長 決 裁	

様式第2号（第4条、第10条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

一関地区広域行政組合管理者 印

廃 棄 物 搬 入 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった廃棄物の搬入については、次のとおり許可します。

運 搬 車 両	車両の番号	
	登録番号	
搬入する廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 家庭系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> し尿・浄化槽汚泥	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ
搬入量・回数	・1月の搬入量      kg      週      回 ・1月の搬入量      kl      週      回	・今回限り
搬入先施設名	<input type="checkbox"/> 一関清掃センター <input type="checkbox"/> ごみ焼却施設 <input type="checkbox"/> リサイクルプラザ <input type="checkbox"/> し尿処理施設	<input type="checkbox"/> 大東清掃センター <input type="checkbox"/> ごみ焼却施設 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ処理施設 <input type="checkbox"/> 川崎清掃センター
搬入責任者	氏 名	電話番号
有効期間	※ 年 月 日から 年 月 日	
許可の条件	一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定を遵守すること。	

廃棄物処理手数料減免決定書

排出場所	
減額(免除)を受ける期間	年 月 日から 年 月 日
※ 申請理由	<input type="checkbox"/> 関係市町（免除） <input type="checkbox"/> 関係市町から法第6条の2第2項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を受託した者（免除） <input type="checkbox"/> 天災、火災等の災害を受けた者（免除） <input type="checkbox"/> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により、現に保護の決定を受けている者（免除） <input type="checkbox"/> 環境美化又は環境教育を目的に公共の場所で発生又は回収した廃棄物の処理を奉仕活動として行う者又は団体（免除） <input type="checkbox"/> その他管理者が特別の理由があると認める者（免除又は一部減額）
罹災証明欄	
※ 処理欄	<input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 減 額 (      割)      減免額      円 <input type="checkbox"/> 家庭系一般廃棄物      kg <input type="checkbox"/> 産業廃棄物      kg <input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物      kg <input type="checkbox"/> し尿・浄化槽汚泥      kl

様式第 3 号及び様式第 4 号 削除

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所

氏名

印

法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

一般廃棄物処理業許可（更新）申請書

一般廃棄物処理業の許可（の更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>一般廃棄物処理業の種類</p>	<p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭系一般廃棄物（ごみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物（ごみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 適正処理困難物</p> <p><input type="checkbox"/> 特別管理一般廃棄物</p> <p><input type="checkbox"/> 医療系の一般廃棄物</p> <p><input type="checkbox"/> リサイクル法等対象物（廃家庭用電気機器・自動車・バイク・パソコン）</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（ごみ）の保管</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（ごみ）の積卸し</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（し尿）</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（浄化槽汚泥）</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の保管</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の積卸し</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（ごみ）処理</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理</p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物最終処分</p>
<p>事業区域</p>	
<p>事業所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所</p> <p>電話番号</p> <p>事業場</p> <p>電話番号</p>

事業の用に供する施設の種 類及び数量		
積替え又は保管を行う場合 には、積替え又は保管の場 所の面積及び当該場所にお いて保管できる量		
既に処理業の許可を有して いる場合(他地方公共団体 のものを含む。)にはその 許可番号	地方公共団体名	許可番号
注 意 事 項 並 びに 添 付 書 類 及 び 図 面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業及び一般廃棄物処分業は、それぞれ1件の申請とするものとし、別様で提出すること。</li> <li>2 事業所及び事業場の所在地が複数ある場合には、そのすべてを記載すること。</li> <li>3 事業の用に供する施設の種類及び数量は、一般廃棄物処理施設、収集運搬車両等について、事業の用に供するすべてのものを記載すること。</li> <li>4 添付する書類及び図面は規則に規定するものを添付すること。</li> <li>5 許可の更新を行う場合は、規則の規定により、添付を省略できる書類又は図面があること。</li> </ol>	
備 考		

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所

氏名

印

法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

一般廃棄物処理業範囲変更許可申請書

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業について、事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

区 分	変 更 後	変 更 前
一般廃棄物処理業の種類		
変更の理由		
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量)		
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
注意事項並びに添付書類及び図面	<p>1 一般廃棄物処理業の種類には、すでに許可を受けている一般廃棄物処理業の区分ごとに記載すること。</p> <p>2 添付する書類及び図面は、規則に規定するものを添付すること。</p> <p>3 事業の範囲の変更のない書類及び図面については、添付を省略できること。</p>	

一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所

氏名

印

法人にあつては名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者

印

許可の年月日	年 月 日
許可の有効期限	年 月 日
一般廃棄物処理業の許可の種類	
許可の条件	
許可の更新・変更の状況	

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所

氏名

印

法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業について廃止（変更）したいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

区 分	変 更 後	変 更 前
廃止した事業又は 変更した事業の内容		
廃止・変更の理由		

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所

氏名

印

法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

次の理由により一般廃棄物処理業許可証を亡失（汚損・き損）したので、再交付されるよう申請します。

- 1 許可番号
- 2 許可の種類
- 3 申請の理由

様式第10号（第18条関係）

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

許可業者名

一般廃棄物処理実績報告書

年 月分の一般廃棄物処理実績について次のとおり報告いたします。

家庭系 一関市・平泉町

事業系 一関市・平泉町

(単位：日、件、kg)

区 分	稼働 日数	受入 件数	収集量 受入量 (A)	積卸量 搬出量 (B)	積卸量又は搬出量の内訳								A - B の処理 方 法
					うち組合施設			うち組合施設以外					
					焼却 処理	埋立 処理	中間 処理	焼却 処理	埋立 処理	中間 処理	再生 処理		
可燃ごみ					一関清掃センター								
					大東清掃センター								
不燃ごみ					一関清掃センター								
					大東清掃センター								
資源ごみ					一関清掃センター								
					大東清掃センター								
紙類					一関清掃センター								
					大東清掃センター								

粗大ごみ					一関清掃センター								
					大東清掃センター								
適正処理困難物					一関清掃センター								
					大東清掃センター								
リサイクル法等対象物					一関清掃センター								
					大東清掃センター								
特別管理一般廃棄物					一関清掃センター								
					大東清掃センター								
合 計					一関清掃センター								
					大東清掃センター								

備考1 家庭系及び事業系を別葉で提出すること。

備考2 収集運搬業の場合は、稼働日数及び受入件数の記載は不要であること。

備考3 A-Bの処理方法は、焼却、保管、自己利用、脱水乾燥等を記載すること。

備考4 第三者への転売は、うち組合施設以外の再生処理に記載すること。

備考5 焼却、埋立、中間処理は、廃棄物処理施設への持込みをいい、再生処理は有価物としての売却をいう。

一関地区広域行政組合管理者 様

許可業者名

一般廃棄物処理実績報告書

年 月分の一般廃棄物処理実績について次のとおり報告いたします。

搬入処理施設		し尿		浄化槽汚泥	
		件数	汲取り量	件数	汲取り量
一関清掃センター	一関市	件	リットル	件	リットル
	平泉町				
川崎清掃センター	一関市				

※一関清掃センターの欄の一関市は、旧一関市、旧花泉町から発生したものを記載し、川崎清掃センターの一関市は、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村及び旧藤沢町から発生したものを記載すること。